日本エイズ学会利益相反規定

学会誌の投稿および学術集会での発表にあたっては利益相反の可能性がある商業的事項について学会事務局に自己申告をしなければならない。

尚，利益相反（Conflict of Interest：COI）に関して自己申告が必要な金額は内科系 14 学会によって作成された「臨床研究の利益相反（COI）に関する共通指針」等を参考とし，以下の如く基準を定める。

1. 臨床研究に関連する企業・法人組織や営利を目的とした団体（以下，企業・組織や団体という）の役員，顧問職については，1 つの企業・組織や団体からの報酬額が年間 100 万円を超えるものとする。
2. 株式の保有については，1 つの企業についての 1 年間の株式による利益（配当，売却益の総和）が 100 万円を超える場合，あるいは当該全株式の 5%以上を所有する場合とする。
3. 企業・組織や団体からの特許権使用料については，1 つの権利使用料が年間 100 万円を超えるものとする。
4. 企業・組織や団体から，会議の出席（発表）に対し，研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当（講演料など）については，1 つの企業・団体からの年間の講演料が合計 50 万円を超えるものとする。
5. 企業・組織や団体がパンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料については，1 つの企業・組織や団体からの年間の原稿料が合計 50 万円を超えるものとする。
6. 企業・組織や団体が提供する，本発表に関連する研究費については，1 つの企業・団体から臨床研究（受託研究費，共同研究費など）に対して支払われた総額が年間 200 万円を超えるものとする。
7. 企業・組織や団体が提供する奨学（奨励）寄付金については，1 つの企業・組織や団体から，申告者個人または申告者が所属する部局（講座・分野）あるいは研究室の代表者に支払われた総額が年間 200 万円を超える場合とする。
8. 企業・組織や団体が提供する寄付講座に申告者らが所属している場合とする。
9. その他，研究とは直接無関係な旅行，贈答品などの提供については，1 つの企業・組織や団体から受けた総額が年間 5 万円を超えるものとする。

但し，6，7 については，筆頭発表者個人か，筆頭発表者が所属する部局（講座，分野）あるいは研究室などへ研究成果の発表に関連し，開示すべき COI 関係にある企業や団体などからの研究経費，奨学寄付金などの提供があった場合に申告する必要がある。

学会誌の投稿に際しては論文投稿時に著者全員が様式 1.「日本エイズ学会誌：利益相反自己申告書」を編集部に提出すること。

学術集会での発表に際しては発表スライド冒頭に，ポスター発表ではポスター冒頭に発表者の利益相反の自己申告を行うこと（あるいは学術集会の場合は上述 1～9 に該当する著者のリストを抄録集冒頭に掲載する）。

様式 1

日本エイズ学会誌：利益相反自己申告書

日本エイズ学会理事長　殿

著 者 名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿.

著者所属：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿.

論文題名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿.

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿.

（著者全員について，投稿時から遡って過去 1 年間以内での発表内容に関係する企業・組織または団体との COI 状態を記載すること）

	金　　額	該当の状況	該当する場合，企業名など
役職・顧問職への就任	1 つの企業・団体あたり報酬額年間 100 万円超のもの	有り・無し	
株式の利益・保有	1 つの企業から利益 100 万円超のもの，または全株の 5% 以上	有り・無し	
特許使用料	1 件あたり年間 100 万円超のもの	有り・無し	
講演料など	1 つの企業・団体あたり年間 50 万円超のもの	有り・無し	
原稿料など	1 つの企業・団体あたり年間 50 万円超のもの	有り・無し	
臨床研究費（治験，臨床試験など）	1 つの企業・団体あたり年間 200 万円超のもの	有り・無し	
奨学（奨励）寄附金	1 つの企業・団体あたり年間 200 万円超のもの	有り・無し	
企業などが提供する寄付講座		有り・無し	
その他報酬（旅費，贈答品など）	年間 5 万円超のもの	有り・無し	

申告日：西暦　　　　年　　　月　　　日

著者・共著者（署名）：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印.